

報 道 資 料

静 岡 市

(令和6年7月20日)

◆件名	令和6年度市民税・県民税（普通徴収）過年度分に関する督促状の誤送付	
◆覚知日時	令和6年7月19日（金） 午後3時ごろ	
◆概要	静岡市では、令和6年度の市民税・県民税（普通徴収）第1期の納期限7月1日までに納付されていない方に、7月19日付けで督促状を送付しました。 しかしながら、送付した約1万2千件の督促状のうち、577件（7月19日21時時点）は納付した方への誤送付であったことが判明しました。督促状を誤送付した方には、22日（月）から、文書にてお知らせさせていただきます。 誤送付の対象となる方 令和6年度市民税・県民税（普通徴収）過年度分（※）をコンビニエンスストアで6月25日（火）から7月1日（月）までの間に納付した方。 ※令和4年分以前の所得に対し、申告手続きなどの事情で令和6年度に課税したものです。なお、令和5年分の所得に対する課税（現年度分）は、誤送付は発生していません。	
◆経緯と対応状況	7月19日(金) 午後3時頃	納税課職員が、督促状の対象者に、納付済みの方が含まれていることを覚知 誤送付の対象となる方へのお知らせの文書を準備しており、22日（月）から発送を予定
◆原因	委託業者が誤ったシステム改修を行ったことで、納付書のバーコードの情報が誤っており、納付されたことが正しく確認できなかった。 その結果、バーコードの情報に基づいて納付を行った方（コンビニエンスストアで納付をされた方）について、納期内に納付されたにも関わらず、未納の扱いとなり、督促状を誤送付してしまった。 なお、納付書には、二次元コードもあり、こちらは正しく情報が反映されているため、金融機関や電子決済で納付した方の納付は確認できています。	
◆今後の対応	- 引き続き、督促状を誤送付した方の把握に努めます。 - 誤送付の対象となる方には、謝罪及び経緯の説明とともに、督促状での納付をしないよう呼びかける文書を22日（月）からお送りします。	
◆問い合わせ	課 名	財政局税務部納税課（静岡庁舎3階）
	担当者	新聞、高宮
	電 話	054-221-1034